

令和 8 年
第 6 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 6 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 6 月 2 3 日（火）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和8年第6回立川市農業委員会総会

令和8年6月23日（火）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番		10番	鴻地文武君
2番	嶋田貞芳君	11番	岩崎紗矢佳君
3番	高杉晋一君	12番	高橋浩久君
4番	内野智行君	13番	宮岡広行君
5番	橋本良子君	14番	田中佐一君
6番	浅見恵子君	15番	清水茂男君
7番	宿谷豊君	16番	川野進君
8番	横幕玲子君	17番	岡部良己君
9番	森谷一郎君		

事務局職員

局長 八谷俊太郎君

係長 吉田正君

主事 東島信幸君

午後 2 時 5 6 分 開会

議長 定刻より前ですけれども、始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、今月の 6 月 1 7 日に、東京都農業会議の第 1 3 6 回の通常総会が行われまして、その席で立川市農業委員会が、全国農業新聞の購読の優良表彰というのかな。普及率がよかったということで、都内で 4 番目の委員に対しての普及がある、購読量があるということで表彰をいただきました。一応こんな感じで頂きましたので、今後も皆さん、よろしく願いいたしますということですね。

あと、その中で冒頭、青山委員長の御挨拶の中に、1 点ちょっと気になるというか、非常にいい知らせがあったのが、農業会議の中で国会議員の先生と懇談する機会があったと。その中で、よくうちのほうの委員会でも話題になっている、生産緑地の中の建物、認められているけれども、納税猶予のほうは認められていないということがあったんですけれども、それが、その会議の中で財務大臣の片山さつきさんと会う機会があって、その話をしたところ、財務大臣のほうから、国家を揺るがすような大きな予算ということでもないので、ぜひその辺は前向きに検討していきたいというようなお言葉をいただいたという御挨拶がありました。これからの農業委員活動の中でも非常に大きなことになると思いますので、引き続き東京都なり国なりに要望を出して、ぜひともそういうことが早く実現するようにというふうに思いました。

それでは、改めまして、ただいまより令和 8 年第 6 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員の方に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき事項は別紙のとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 まず最初に議事録署名委員の指名です。今回は 9 番の森谷委員、10 番の鴻地委員にお願いしたいと思います。

 それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出を 3 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 6 件、一括して事務局よりお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項 (1) 事務報告を行います。

 5 月 27 日 (水)、地域計画の推進に向けた意見交換会が開催され、事務局が出席をいたしました。

 5 月 29 日 (金)、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が出席をいたしました。

 6 月 3 日 (水)、農業者年金担当者会議が開催され、事務局が出席いたしました。

 6 月 4 日 (木)、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農、貸借担当者会議が開催され、事務局が出席をいたしました。

 6 月 5 日 (金)、認定農業者等担い手支援推進会議及び主任職員協議会が開催され、事務局が出席をいたしました。

 6 月 8 日 (月)、農業経営部会による農地パトロールを実施いたしました。

 6 月 11 日 (木)、北多摩西部地区農業委員会地区別検討会が開催され、職務代理、事務局が出席をいたしました。

 6 月 17 日 (水)、東京都農業会議通常総会並びに事業推進協議会が開催され、職務代理、事務局が出席をいたしました。

 委員会といたしましては、6 月 16 日 (火)、6 月の総会に向けた現地調査を、23 日 (火) 午後 3 時より第 6 回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

 明日以降でございます。

 7 月 9 日 (木) 並びに 10 日 (金)、農地専門職員研修が開催され、事務局が出席を予定しております。

 委員会といたしましては、7 月 8 日 (水)、7 月の総会に向けた現地調査を、15 日 (水) 午後 3 時より第 7 回総会、終了

後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出３件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は西砂町２丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１，７１１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は上砂町２丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１８９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は一番町４丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は４１８㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出６件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は一番町６丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は８５９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は柴崎町４丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は６１４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は柏町２丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は７，３９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は富士見町６丁目及び７丁目の４筆。地

目は登記簿上が畑と田、現況は宅地。面積は1, 237 m²。転用目的は駐車場用地でございます。

5件目、農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は1, 30 m²。転用目的は道路用地でございます。

6件目、農地の所在は砂川町7丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は2, 726, 10 m²。転用目的は住宅用地でございます。なお、この農地、6件目の農地については、令和7年第3回の農地パトロールの対象となり、文書指導を行った農地となっております。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告の件について何か御質問がありましたら、お願いいたします。岩崎委員、お願いします。

1 1 番 5条1項6号の届出の3番と5番については譲渡側も法人なのですが、これは一回5条が出たものを、そのまま動かさないでいたところ、もう1回さらに、転売と言うとあれですけども、さらに売ると言うようなことから、恐らく農地所有適格法人ではない法人が所有の農地があるという理解でいいでしょうか。

議長 事務局のほうでお願いします。

係長 事務局より御回答いたします。

今、委員おっしゃるとおりでございます。一旦5条が出ているものの、またさらにということで申請が出ております。

以上でございます。

1 1 番 ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

その他、御質問がありますでしょうか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終

了させていただきます。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。

議案第1号の1から7を事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、森谷委員、田中委員、高橋委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

議案第1号の1、西砂町4丁目の一筆となります。略図1を御覧ください。西砂会館の北に位置する農地となります。農地はきれいに耕うんされており、大豆を生産することでした。収穫した大豆は、みそ用として出荷することです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の2、西砂町6丁目の一筆となります。略図2を御覧ください。西砂六南第二公園の南側に位置する農地となります。農地にはズッキーニやエダマメ、トマト、キュウリなど多品目の野菜が生産されているほか、作付に向けて耕うんされている部分もございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の3、一番町2丁目の一筆と西砂町1丁目の5筆となります。略図3-1を御覧ください。農地はいずれも西武立川駅北に位置する農地となります。略図の北側の農地はズッキーニやサトイモ、ナス、トウモロコシなどを生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、現地調査当日には境界の確認ができない箇所がありました。なお、農地北東側の欠けている部分には鶏舎が建っていることから、猶予地からは除外されている部分となっております。南側の農地はコマツナやシュンギク、ジャガイモ、ニンジンなどが生産されてお

りました。肥培管理は良好でしたが、こちらの農地も現地調査当日には境界の確認ができない箇所がございました。略図 3－2 を御覧ください。こちらは松中橋の北側で、西武拝島線の南側に位置する農地でございます。農地ではイチジクやユズなどの果実のほか、ジャガイモなども生産されておりました。また、イチョウの木が植えられており、ギンナンも収穫できるとのことです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 1 号の 4、一番町 1 丁目の一筆となります。略図 4 を御覧ください。国営昭和記念公園通りの南西に位置する農地となります。農地にはネギやトマト、トウモロコシ、クウシンサイ、オクラなど多品目が生産されており、学校給食用にも卸されているとのことでした。また、今後の作付に向けてきれいに耕うんされている部分もございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 1 号の 5、砂川町 7 丁目の一筆となります。略図 5 を御覧ください。砂川公園北側に位置する農地となります。農地にはスイカ、サトイモ、ジャガイモ、サツマイモが生産されておりました。また、今後の作付に向けて、きれいに耕うんされている部分もありました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第 1 号の 6、幸町 5 丁目の 4 筆となります。略図 6－1 を御覧ください。こちらは立川かしの木幼稚園の東に位置する農地となります。自宅の敷地内にある農地で梅の木が植えられており、季節になると収穫できるとのことでした。肥培管理は良好でしたが、現地調査当日には自宅との境界について確認ができない箇所がございました。続いて略図 6－2 を御覧ください。こちらは、たかのみち保育園さいわい分園の東及び南に隣接する農地となります。農地にはジャガイモが生産されており、保育園の園児が収穫体験をするとのことでした。ほかにもトウモロコシやナス、キュウリ、トマトなどが生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第1号の7、幸町6丁目の3筆となります。略図7を御覧ください。こちらは西側の農地は、たかのみち保育園の北に位置する農地となります。農地にはミカンやブルーベリーのほか、ナスやキュウリが生産されており、今後はダイコンの作付を予定しているとのことでした。収穫した野菜等は保育園に卸し、給食等で使用されているとのことでした。肥培管理は良好でしたが、現地調査当日に境界の確認ができない箇所がありました。それから、東側の農地ですが、こちらは幸町団地の北西に位置する玉川上水沿いに位置する農地となります。農地には柿の木や梅の木が植えられており、季節になると収穫できるとのことでした。肥培管理は良好でしたが、現地調査当日には境界の確認ができない箇所がありました。

議案第1号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1番を岡部委員、2番、3番を川野委員、4番を森谷委員、5番を田中委員、6番、7番を高橋委員からお願いいたします。なお、中立の委員の橋本委員については、あればよろしくお願いいたします。

それでは、岡部委員、よろしく申し上げます。

17番 事務局の説明以外に付け加えることはございません。全く問題ありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、2番、3番、川野委員、申し上げます。

16番 まず、2番ですけれども、御本人さんは立ち会っていただいたんですけれども、ちょっとお体が不自由な方でございまして、いつも息子さんが畑をやっていただいているということで、大変きれいに耕作されております。今回の件とは直接関係ないんですけれども、後ほど職務代理のほうから開発行為との関連

について御提案いただきたいなと思っていますので、よろしく
お願いいたします。

それから、3番の方ですね。当日、この方も息子さんが立ち
会っていただいたんですけれども、初めての立会いで、境界の
ほうがなかなか見つからなかったんですけれども、後日、境界
の確認に行きまして、全て境界を確認いたしましたので御報告
いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、4番を森谷委員、よろしくお願いいたします。

9 番 4番の畑ですけれども、事務局の言われたとおり、きれいに
管理されていまして、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、5番を田中委員、よろしくお願いします。

1 4 番 当日、息子さんが立ち会っていただいたんですが、息子さ
んは会社に勤めておりまして、土曜、日曜しか農業ができない
んですね。ですから前に、農地バンクもありますよということ
を伝えたんですけれども、やはり自分で畑をやりたいというこ
とで言われておりましたので、また今後、この方は、ずっと引
き続いて農地をやる方だと思います。何も問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、6番、7番、高橋委員、よろしくお願いいたしま
す。

1 2 番 当日は畑のほうを確認しましたがけれども、果樹、ブルーベ
リー、ミカン、また、ナスとか丁寧に生産されていて、畑のほ
うの管理は大丈夫です。一部確認できないところがあったんで
すけれども、それは後日確認してきましたので、問題なく大丈
夫です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

 それでは、中立委員の橋本委員、もし何かあれば。

5 番 特にありません。

議長 ありがとうございます。

 それでは、私のほうからですけれども、各畑とも非常によく管理されていると思いました。ちょっと当日、境界の確認できないところがあったんですけれども、一応その場で確認してください、しっかりと表示してくださいということで、担当の地区委員の方が全部見てもらって、問題ないという報告でしたので問題ないと思います。

 それと、川野委員からちょっとあったのが、今後、委員会のほうでも取扱いというか、どういうふうにしていこうかということなんですけれども、隣地開発。農地があって、周りが宅地開発等をされたときに、高低差があるときに、隣地のほうが高いときに擁壁を造って盛土をするんですけれども、そのときの、擁壁の水抜き穴というのが必ず開いているんですけれども、どう考えても高いところから低いところというと、低いほうの農地のところに流れてきてしまうんじゃないかなというのが、もう目に見えて分かるんですけれども、その辺を開発許可を出すときに、隣地の農地の所有者には、せめて確認というか、断りというか、それをしていただきたいなというところを、これから皆さんといろいろ話をしていって、どこにどういうふうにアプローチしていったらいいのかということのも、多分今までなかったと思うので、その辺も今後いろいろと話をしていきたいと思います。

 開発をするときに、擁壁の水抜きというのは指導をしていると思うんですけれども、それが明らかに隣地の畑のほうへ水が、長い間には浸透してくる可能性が当然出てくるので、その辺をどういうふうにしていったらいいのかというのを、これからいろいろな現地調査等を皆さん行かれると思うので、ちょっと気に留めていただいて、何かいいアプローチの方法があったら、

お話をしていただければと思います。

以上です。

それでは、ただいま御説明がありました件について、何か御質問があるでしょうか。

3 番 職務代理が一番最後に言った擁壁のことなんですけれども、実は、うちでも自宅内で擁壁を組んであって、かなり穴も開いているんですが、それほど気にするほど、何か水が出るということは今までなかったように思います。だから、そんなには気にしなくても大丈夫じゃないのかなと。穴はちゃんと開けてあるんだけど、大雨が降ったときに水が出てくるなんていうことは今までありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

1 2 番 ちょっと参考に。

先日、現地調査へ行ったときの、この6番、7番の畑の隣も、かなり1 mぐらい盛ってあって擁壁がしてあったんですけれども、その農家に確認したら、業者は境界が7 cm下げて、水抜き穴にスポンジを入れて、農家に迷惑がかからないようにしてやるという対応をしているそうで、それを両方確認したそうなので、参考のために。

議長 ありがとうございます。

今、早速そういう確認をしていただいて、一応対処はされているということですので、現地調査へ行ったときに、これから開発だとか、そういうところがあるようでしたら、ちょっと気に留めていただいて、もし何にもないような、そういう対策が練られていないようなことであれば、一度、委員会のほうから担当するどこの部署か、ちょっと調べていただいて、そこへお話をするような段取りというか、手順でこれから対処していければなと思いますので、各委員の方も少し気に留めていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないものと認め、採決に移ります。議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、1件、御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。土地の所在は若葉町2丁目の2筆となります。面積は2,049㎡です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

事務局からの議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

当日、確認を担当された委員は本日欠席をしておりますので、代わりに事務局から説明をお願いいたします。

局長 本日、確認をお願いしておりました鈴木会長が欠席のため、鈴木会長が確認した内容を代わりに御報告をさせていただきます。

買取申出事由の生じた者は野菜を多品目で栽培されており、主に自宅前で販売されていたとのことです。現在も特に問題なく営農されているとのことです。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

 ただいま説明があった件について何か御質問があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

 ……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

 ……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

 事務局のほうでそのほか何かございますでしょうか。

局長 事務局からは特にはございません。

議長 ありがとうございます。

 本日の審議予定はこれで終了でございます。次回農業委員会は7月15日（水）午後3時から、208・209会議室で開催となります。

 本日も慎重審議をいただき、ありがとうございました。

午後3時24分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員